4　変更後の第18条第２号及び附則第３条第１項第２号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年９月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」及び「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」とあるのは「50,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「100,000円」とあるのは「60,000円」と、診療等の行われた日が平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「100,000円」とあるのは「80,000円」とする。

5　変更後の第20条及び第21条の規定は、出産の日が平成26年４月１日以後である組合員及び組合員であった者について適用する。

6　変更後の第24条の規定は施行日以後に療養のため引き続き勤務に服することができない状態となった日（以下「休業開始日」という。）がある場合について適用し、施行日前に休業開始日がある場合については、なお従前の例による。ただし、休業開始日が平成25年４月１日から平成26年３月31日までの間にある場合における変更後の第24条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、同条中「６月」とあるのは、「12月」とする。

7　施行日前に組合員又はその被扶養者が死亡した場合における弔慰金附加金又は家族弔慰金附加金の支給については、なお従前の例による。

8　施行日前に婚姻をした場合（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となった場合を含む。次項において同じ。）における結婚手当金の支給については、なお従前の例による。

9　施行日から平成26年３月31日までの間に婚姻をした場合については、４万円を結婚手当金として支給するものとする。

10　組合員又はその被扶養者が施行日前に入院し、かつ、施行日以後も引き続き入院した場合における入院附加金の支給については、なお従前の例による。

11　変更後の第29条第１項から第３項の規定は、平成25年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

日本弁護士連合会平成25年度役員就任公告

日本弁護士連合会平成25年度役員が下記のとおり就任したので公告する。

平成25年４月１日　　日本弁護士連合会

記

会　長
山岸　憲司（東　　京）

副会長
菊地裕太郎（東　　京）　横溝　高至（第一東京）
山岸　良太（第二東京）　海老原夕美（埼　　玉）
佐野　善房（千　葉　県）　福原　哲晃（大　　阪）
春名　一典（兵　庫　県）　安井　信久（愛　知　県）
河田　英正（岡　　山）　松田　幸子（宮　崎　県）
大沢　一實（青　森　県）　房川　樹芳（札　　幌）
田村　　裕（高　　知）

理　事
飯野　紀夫（東　　京）　氏原　隆弘（東　　京）
太田　秀哉（東　　京）　金子　正志（東　　京）
蒲野　宏之（東　　京）　並木　政一（東　　京）
的場美友紀（東　　京）　松村眞理子（第一東京）
齋藤　祐一（第一東京）　鈴木　和憲（第一東京）
栃木　敏明（第二東京）　髙畑　　拓（第二東京）
柳　　志郎（第二東京）　中山ひとみ（第二東京）
木村　保夫（横　　浜）　仁平　信哉（横　　浜）
池本　誠司（埼　　玉）　湯川　芳朗（千　葉　県）
佐谷　道浩（茨　城　県）　橋本賢二郎（栃　木　県）
小磯　正康（群　　馬）　中村　光央（静　岡　県）
東條　正人（山　梨　県）　諏訪　雅顕（長　野　県）
味岡　申宰（新　潟　県）　辰野　久夫（大　　阪）
森信　静治（大　　阪）　矢倉　昌子（大　　阪）
藤井　正大（京　　都）　吉川　哲朗（京　　都）
鈴木　尉久（兵　庫　県）　正木　靖子（兵　庫　県）
以呂免義雄（奈　　良）　甲津　貴央（滋　　賀）
田中　祥博（和　歌　山）　纐纈　和義（愛　知　県）
川上　明彦（愛　知　県）　向山　富雄（三　　重）
栗山　　知（岐　阜　県）　島田　広（福　　井）
西井　　繁（金　　沢）　藤井　輝明（富　山　県）
小野　裕伸（広　　島）　大田　明登（山　口　県）
近藤　幸夫（岡　　山）　杉山　尊生（鳥　取　県）
大野　敏之（島　根　県）　橋本　千尋（福　岡　県）
我那覇東子（福　岡　県）　桑原　貴洋（佐　賀　県）
梅本　國和（長　崎　県）　千野　博之（大　分　県）
衛藤　二男（熊　本　県）　柿内弘一郎（鹿児島県）
西田　隆二（宮　崎　県）　當真　良明（沖　　縄）
内田　正之（仙　　台）　小池　達哉（福　島　県）
伊藤　三之（山　形　県）　村井　三郎（岩　　手）
江野　　栄（秋　　田）　源新　　明（青　森　県）
長田　正寛（札　　幌）　中村　　隆（札　　幌）
和根﨑直樹（函　　館）　小林　史人（旭　　三）
齋藤　道俊（釧　　路）　小早川龍司（香　川　県）
大西　　聡（徳　　島）　岩崎　淳司（高　　知）
五葉　明徳（愛　　媛）

評　事
三浦　　修（東　　京）　大澤　英雄（第一東京）
小倉　純夫（千　葉　県）　林　　晃史（兵　庫　県）
塚越　正光（三　　重）

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲のＡ種種類株式百二十八株を含む。）を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.hynt.co.jp/wordpress/wp-content/uploads/2013/04/Koukoku-201304-1.pdf

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年四月九日
掲載頁　六十一頁（号外第七十六号）

平成二十五年四月十六日
愛知県名古屋市守山区大字中志段味字曲殿二四六〇番地の一
（甲）東山フイルム株式会社
代表取締役　松原　茂平
東京都千代田区平河町二丁目一六番一号
（乙）エイチエフホールディングス株式会社
代表取締役　中野　宏信

新設分割公告

当社は、新設分割によって新設する株式会社アセット（住所青森県八戸市湊高台三丁目八番一二号）に対して、当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の決議は、平成二十五年四月十二日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年三月四日
掲載頁　一一三頁（号外第四十二号）
平成二十五年四月十六日
青森県八戸市大字妙字西ノ平七番地一
北部運送株式会社
代表取締役　廣田　衛二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し、二千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。
平成二十五年四月十六日
仙台市青葉区双葉ケ丘一丁目二三番五号
株式会社ホットスタッフ仙台
代表取締役　小田　厚志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し、二千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。
平成二十五年四月十六日
埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目二六一番地オフィス二二どル一階
株式会社ホットスタッフ大宮
代表取締役　青木　繁貴